## 平成29年度国家公務員採用試験施行計画

平成29年2月1日
人事院事務総局

人事院は、平成29年度中に、次のとおり採用試験を施行する予定です。

ただし、国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）区分試験の事務（社会人）、技術（社会人）、農業（社会人）、農業土木（社会人）及び林業（社会人）のほか、経験者採用試験は、任命権者から当該採用試験を実施することの求めがあった場合において、人事院が必要と認めるときに実施します。

各採用試験の受験に必要な事項は、それぞれ公告日付けの官報に掲載する試験公告で告知する予定です（経験者採用試験を実施する場合の公告日は７月上旬以降を予定）。

なお、国家公務員採用試験は、インターネットによる申込みを原則とします。

| 〔採用試験〕 | 〔受験資格〕 | 〔公告日〕 | 〔申込受付期間〕 | 〔第１次試験日〕 | 〔第２次試験日〕 | 〔第３次試験日〕 | 〔最終合格者発表日〕 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験） | 〔区分試験「法務」を除く。〕<br>昭和62年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの<br>１　大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び平成30年３月までに大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了する見込みの者<br>２　人事院が１に掲げる者と同等の資格があると認める者 | ３月24日 | ３月31日～<br>４月10日 | ４月30日 | ５月28日<br>（筆記試験）<br>６月９日～<br>６月16日<br>（政策課題討議試験、人物試験） | | ６月30日 |
| | 〔区分試験「法務」〕<br>昭和62年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの<br>１　法科大学院の課程を修了した者であって司法試験に合格したもの又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法第138号）附則第10条の規定により同法附則第６条第２項に規定する新司法試験に合格した者とみなされた者<br>２　司法試験予備試験に合格した者であって司法試験に合格したもの | ７月11日 | ９月12日～<br>９月19日 | 10月１日 | 10月12日～<br>10月13日 | | 10月20日 |
| 国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験） | 〔区分試験「教養」を除く。〕<br>次に掲げる者<br>１　昭和62年４月２日から平成８年４月１日までに生まれた者<br>２　平成８年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの<br>⑴　大学を卒業した者及び平成30年３月までに大学を卒業する見込みの者<br>⑵　人事院が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者 | ３月24日 | ３月31日～<br>４月10日 | ４月30日 | ５月28日<br>（筆記試験）<br>５月30日～<br>６月16日<br>（人物試験） | | ６月30日 |
| | 〔区分試験「教養」〕<br>次に掲げる者<br>１　昭和62年４月２日から平成９年４月１日までに生まれた者<br>２　平成９年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの<br>⑴　大学を卒業した者及び平成30年３月までに大学を卒業する見込みの者<br>⑵　人事院が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者 | ７月11日 | ８月４日～<br>８月28日 | 10月１日 | 11月14日～<br>11月22日 | | 12月８日 |
| 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験） | 次に掲げる者<br>１　昭和62年４月２日から平成８年４月１日までに生まれた者<br>２　平成８年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの<br>⑴　大学を卒業した者及び平成30年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者<br>⑵　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成30年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 | ３月24日 | ４月７日～<br>４月19日 | ６月18日 | ７月19日～<br>８月７日 | | ８月23日 |
| 国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）<br>（注１） | 〔区分試験「事務」、「技術」、「農業」、「農業土木」及び「林業」〕<br>次に掲げる者<br>１　平成29年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して２年を経過していない者及び平成30年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 | ５月９日 | ６月19日～<br>６月28日 | ９月３日 | 10月11日～<br>10月20日 | | 11月14日 |